

ISSBが最初の基準である「IFRSサステナビリティ開示基準」を公表

重要ポイント

- ▶ 2023年6月26日、ISSBは、2024年1月1日以降に始まる年次報告期間に適用される最初のIFRSサステナビリティ開示基準として、IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」とIFRS S2「気候関連開示」を公表した。
- ▶ 強制的な適用は、各法域の承認または規制プロセス次第である。
- ▶ IFRS S1およびIFRS S2は、企業のサステナビリティ関連財務情報開示の主たる利用者である、既存及び潜在的な投資家、融資者、その他の債権者の情報ニーズを対象としている。

はじめに

2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表し、国際企業報告の新しい時代を開いた。

- ▶ IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」は、サステナビリティ関連財務情報の完全な一組の開示に関する主要な要求事項を定めており、企業の見通しに影響を与えると合理的に予想し得るサステナビリティ関連のすべてのリスクと機会に関する情報を開示することを要求している。企業の見通しに影響を与えるとは、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー及びファイナンスへのアクセス並びに資本コストに影響を与えるものである。
- ▶ ISSBが公表する最初のテーマ別の基準であるIFRS S2「気候関連開示」では、企業に対して、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を提供することを要求している。

ISSBは、サステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供する基準を開発するよう世界の資本市場から要請を受け、2021年11月にIFRS財団によって設立された。

IFRS S1とIFRS S2はともに、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間に適用される。また、「気候関連を優先」する経過的な救済措置が利用可能であり、その場合、企業はIFRS S1及びIFRS S2を適用する初年度については気候関連のリスク及び機会のみを報告することが認められる。

IFRSサステナビリティ開示基準の強制的な適用は、各法域の承認(エンドースメント)または規制プロセス次第である。また、IFRSサステナビリティ開示基準の適用は、IFRS会計基準の適用とリンクしていない。したがって、財務報告目的でIFRS会計基準を適用している企業は、IFRSサステナビリティ開示基準も適用する必要は現時点でなく、またその逆も同様である。

サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項

IFRS S1は、企業のサステナビリティ関連財務情報開示の内容と表示方法に関する全般的な要求事項を規定している。これらの情報開示は、短期、中期及び長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー及びファイナンスへの企業のアクセス並びに資本コストに影響を与えることが合理的に予想し得るサステナビリティ関連のすべてのリスクと機会に関する情報を提供するもの（つまり企業の見通しに影響を与えるもの）である。サステナビリティ関連財務情報の一組の完全な開示を行うために、企業は、サステナビリティに関連するリスク及び機会を、完全で中立的にかつ正確に描写することで、忠実に表現しなければならない。

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

企業が短期、中期、長期にわたりキャッシュ・フローを生み出す能力は、企業のバリューチェーン全体におけるステークホルダー、社会、経済並びに自然環境との相互作用に密接に関連している。よって、企業と、そのバリューチェーン全体の資源と関係は、企業の活動において相互的に作用する。したがって、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業の資源及び関係への依存、及び企業の資源及び関係への影響から生じる。資源及び関係には、人的資源などの企業のオペレーションに関わるもの、企業の供給、マーケティング及び流通チャネルに関わるもの、並びに企業がオペレーションを行う財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境などが含まれる。企業に関連性のあるサステナビリティ関連財務情報は、企業の活動または属する産業、企業の所在地、製品及び製造プロセス、従業員及びサプライチェーンへの依存の性質など、多くの要因に依存する。

そのため、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、例えば、気候変動、水の利用、土地の利用、職場の健康と安全、バリューチェーンにおける労働条件、データセキュリティなどから生じる可能性がある。気候関連のリスク及び機会は、ISSBが公表する最初のテーマ別の基準であるIFRS S2の適用範囲に含まれる。ISSBは現在、他のどのトピックを基準設定アジェンダに含めるべきかについて協議している。

企業は、その見通しに影響を与えると合理的に予想し得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するに当たり、次のことを行う。

- ▶ 適用されるIFRSサステナビリティ開示基準（現時点ではIFRS S2のみ）を参照する必要がある。
- ▶ 産業別のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）基準における開示トピックの適用可能性を考慮する必要がある。なお、企業はそれらの開示トピックを企業の状況に適用しないと結論付けることもある。
- ▶ 気候変動開示基準委員会（CDSB）フレームワークの「水」及び「生物多様性」関連開示の適用ガイダンスや、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすように要求されている他の基準設定機関による最新の公表物、もしくは同じ産業または地理的地域で活動する企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会などを考慮することができる。

企業は、重大な事象や重大な状況の変化が生じた場合（例えば、供給者が温室効果ガス排出量を変化させる重要な変更を行った場合や、企業が事業を買収してバリューチェーンを拡大した場合、または企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーの重要な変化があった場合など）、バリューチェーン全体を通じて、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。

サステナビリティに関連するリスク及び機会であっても、企業の短期、中期及び長期にわたる見通しに影響を与えることが合理的に予想し得ないものは、IFRSサステナビリティ開示基準の適用範囲外である。

重要性

IFRS S1では、企業は、将来の見通しに影響を与えると合理的に予想し得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示することが要求されている。「重要性がある情報」の定義は、IFRS会計基準に適用される「重要性がある」の定義と整合的である。

IFRS S1より抜粋

情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告（財務諸表及びサステナビリティ関連財務情報開示を含む）に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

ISSBが投資者にとって重要性のあるものに基づいて基準の範囲を設定した結果、より広範なステークホルダーのニーズを満たすように設計された他の開示フレームワークの下では重要性があると考えられる情報の一部が、IFRSサステナビリティ開示基準の下では重要性がない可能性がある。

開示すべき情報の種類

IFRS S1は、企業が開示しなければならないサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の種類に関する全般的な要求事項を定めており、それらの要求事項は、以下の図に要約されているように、気候関連の財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD) 提言における4つの柱に基づいている。

ガバナンス

企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続に関する情報。

戦略

サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略に関する情報。

リスク管理

サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように識別、評価及び管理されているか、また、それらのプロセスが総合的なリスク管理フレームワークに組み込まれているかどうか、またどのように組み込まれているかについての情報。

指標と目標

企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように測定、モニタリング及び管理しているか、また、設定した目標に対する進捗を含め、そのパフォーマンスをどのように評価しているかについての情報。

特定のテーマ別のIFRSサステナビリティ基準が存在する限りにおいて（現在のところ気候関連のリスク及び機会に関するIFRS S2のみ存在する）、企業は、当該基準の特定の開示要求も適用しなければならない。したがって、ISSBが気候以外のサステナビリティ項目について更なる基準を公表するまでは、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示は、IFRS S1の全般的な要求事項の対象となる（すなわち、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別のため、IFRS S1と類似する他の公表文書のヒエラルキーを適用する）。

IFRSサステナビリティ開示基準には「プロポーショナルリティ (proportionality)」の原則が組み込まれており、IFRS S1及びIFRS S2ともに、特定のサステナビリティ関連財務情報の開示の作成に際して、企業は以下を行うべきであることを規定している。

- ▶ 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を使用する。
- ▶ 特定の情報開示（例えば、サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する定量的な情報）を提供するスキル、能力及びリソースを有しているかを検討する。

以下の表は、IFRS S1が開示を要求する主な情報の種類を要約したものである。

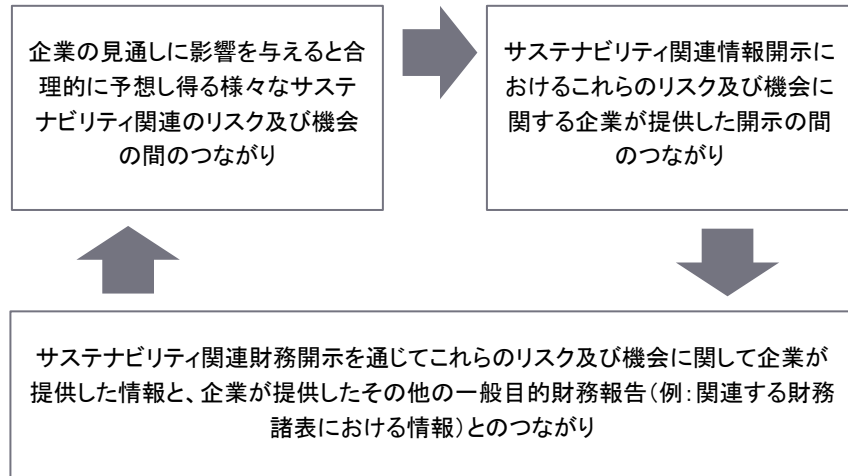
<h3>ガバナンス</h3> <ul style="list-style-type: none">- サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督について責任を負うガバナンス機関(ガバナンスの責任を負うボード又は委員会)または個人。- それらのプロセスにおける経営者の役割。	<h3>戦略</h3> <ul style="list-style-type: none">- 企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に予想し得るサステナビリティ関連のリスク及び機会- それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネスモデルとバリューチェーンに及ぼす現在及び予想される影響- サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の戦略と意思決定に及ぼす影響- サステナビリティ関連のリスク及び機会が、現在及び将来に及ぼす財務的影響- サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンス
<h3>リスク管理</h3> <ul style="list-style-type: none">- 企業がリスク管理の目的でサステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用しているプロセス- それらのプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスにどの程度組み込まれているか、またどのように組み込まれているか <p>サステナビリティ関連の機会の管理についても、同様の開示が求められる。</p>	<h3>指標と目標</h3> <ul style="list-style-type: none">- 適用されるIFRSサステナビリティ開示基準で要求される指標- 企業が自ら開発し、企業のサステナビリティ関連のリスク、機会及びそれらのリスクと機会に関連するパフォーマンスを測定し、モニタリングするために使用する指標(企業が設定した、または法規制によって達成することが義務付けられている目標に対する進捗を含む)。 <p>開示される指標には、特定のビジネスモデルや活動、ある産業への参画を特徴づけるその他一般的特徴に関連する指標が含まれていなければならない。</p>

一般的な特性

サステナビリティ関連財務情報開示は、以下の通りであることが要求される。

- ▶ 関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業に関するものとして作成及び報告されるものでなければならない。当該一般目的財務諸表は、IFRS会計基準又は他の一般に認められた会計原則又は実務に従って作成される場合がある。
- ▶ 企業の関連する財務諸表と同時に報告され、かつ、同じ報告期間を対象としなければならない。また、前期の比較情報も開示しなければならない。

企業の一般目的財務諸表とそのサステナビリティ関連財務情報開示は一体となって、企業の一般目的財務報告の一部を構成する。一般目的財務報告の主要な利用者(現在の及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者)は、この情報を使用して、企業への資源の提供に関する意思決定を行う。このため、IFRS S1では、企業は次の情報項目間の関係を記述し、利用者がこれらの項目間のつながりを理解できるようにする必要がある。

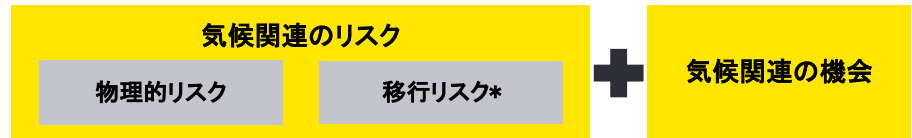


IFRS S1のその他の全般的な要求事項には以下が含まれる。

項目	IFRS S1の要求事項
準拠表明	企業のサステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠表明が行われる。
相互参照	IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、相互参照される情報が同じ条件かつ同時に利用可能であること、及び、相互参照で情報を含めることによって完全な1組のサステナビリティ関連財務開示の理解可能性が低下しないことを条件に、相互参照により企業のサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。
情報の記載場所	IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を、その他の要求事項（例：規制又は任意開示）を満たすために開示する情報と同じ場所に開示することもできる。ただし、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、かつ、当該追加的な情報によって不明瞭にならないことが条件になる。
判断と不確実性	企業は、以下の両方に関する情報を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与えているさまざまな判断 ▶ これらの開示において報告される金額に影響を与える最も重大な不確実性
過去の期間の誤謬	重要性がある過去の期間の誤謬は、そうすることが実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の金額を修正再表示することによって訂正しなければならない。
整合したデータと仮定	サステナビリティ関連財務開示で使用された財務データ及び仮定は、財務諸表の作成に適用される会計基準の要求事項を考慮した上で、企業の財務諸表を作成する際に使用された対応する財務データ及び仮定と、可能な限り整合的でなければならない。
機密情報	サステナビリティ関連の機会に関する情報で、現地の法令又は規制によって開示が禁止されている、又は、商業上の機密（IFRS S1における特定の規準が満たされていること、及び、機会に関連する情報であることを条件とする）に当たる場合には、当該情報を開示する必要がないとされることがあるが、企業は開示を妨げる制約の性質を開示する必要がある。

気候関連開示

- ▶ IFRS S2では、以下に示すように、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を提供することが求められている。



* 低炭素経済への移行への取組みから生じるリスクと定義される。

気候関連のリスク及び機会の識別

IFRS S2では、気候関連のリスク及び機会を識別する際に、「IFRS S2の導入に関する産業別ガイダンス」において定義される産業別開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが求められている。

開示すべき情報の種類

IFRS S1の全般的な要求事項と同様に、IFRS S2では、気候関連のリスク及び機会に関して、企業は以下に関する情報を開示しなければならないことを定めている。

- ▶ ガバナンス、戦略及びビジネスのリスク管理
- ▶ 気候関連のリスク及び機会を測定、モニタリング及び管理するために使用する指標と目標

IFRS S2における気候関連リスク及び機会のガバナンス及びリスク管理に関する開示要求の一部は、IFRS S1におけるより一般的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示要求と類似している。類似する開示要求は以下で繰り返してない。一方、IFRS S2における気候関連リスク及び機会に関する具体的な又は追加的な開示要求の一部を以下で示している。

戦略



IFRS S2で要求される戦略に関する具体的な気候関連財務開示の例としては、以下が含まれる。

- ▶ 企業が識別した気候関連リスクが物理的リスクであるか移行リスクであるかの説明
- ▶ 企業が設定した気候関連の目標を達成するためにどのような計画を立てているか
- ▶ 識別された気候関連のリスク及び機会に対処するための企業の戦略及び資源配分の変更、及び、現在の及び予想される直接的および間接的な緩和と適応の取組みを含む、企業のビジネスモデルに対する現在の及び予想される変更に関する情報
- ▶ 低炭素経済への移行計画に関する情報。
- ▶ 企業による気候レジリエンスの評価（以下の「気候レジリエンス」のセクションを参照）

気候レジリエンス

企業は、気候関連のシナリオ分析を用いて、その気候レジリエンスを評価しなければならない。IFRS S2では、分析の実施方法に関するガイダンスとともに、以下に概説するその他の考慮事項を提供している。

アプローチ

企業の状況に見合った気候関連のシナリオ分析に関するアプローチを使用する。

エクスポージャー

気候関連のリスク及び機会に企業がさらされている度合いを考慮する。

合理的で裏付け可能な情報

報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能なすべての情報を考慮する。

その他の考慮事項

シナリオ分析へのアプローチを決定する際に企業が利用可能なスキル、リソース及び能力を考慮する。

企業は、その状況に最も関連し、かつ、開示を支援する可能性が非常に高い、権威ある情報源からの公に利用可能な既製のシナリオを考慮することができる。

指標及び目標



指標及び目標には、主に次の3つのカテゴリーがある。

- 1 以下に関連する、産業横断的指標カテゴリー
(1)温室効果ガス排出、(2)移行リスク、(3)物理的リスク、(4)気候関連の機会、(5)資本投下、(6)内部炭素価格、(7)報酬
- 2 産業別の指標
- 3 気候関連の目標

IFRS S2が上記の産業横断的指標カテゴリーの一部として要求する特定の開示のいくつかの例として、以下が挙げられる。

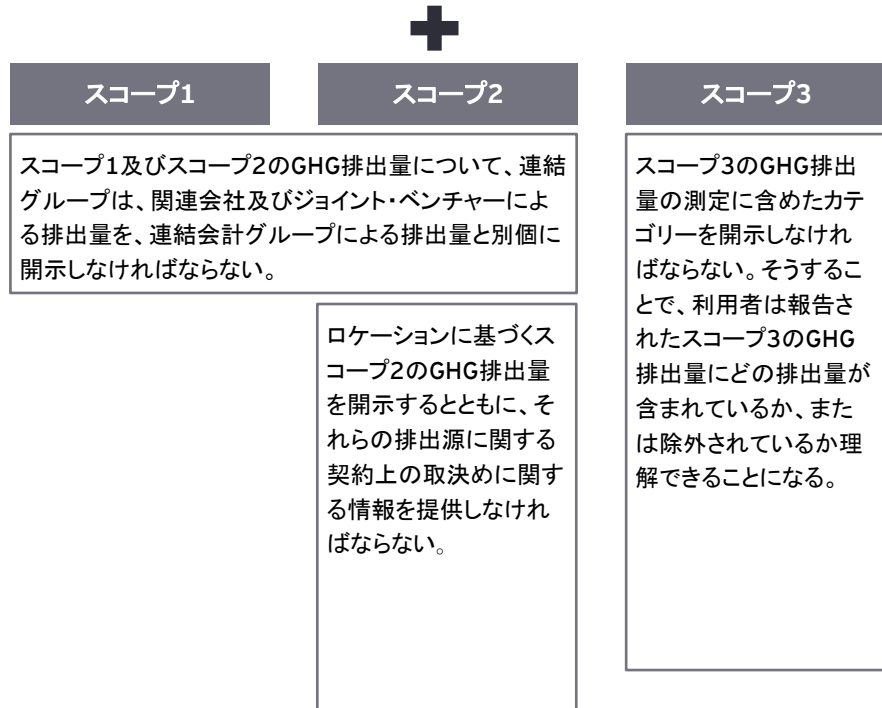
- ▶ 企業の温室効果ガス (GHG) 排出 (以下の詳細な説明を参照)
- ▶ 次に掲げる資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
 - ▶ 気候関連の移行リスクの影響を受けやすいもの
 - ▶ 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすいもの
 - ▶ 気候関連の機会と整合したもの
- ▶ 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス 又は投資の金額
- ▶ 企業が自身の排出コストの評価に用いている、温室効果ガスのメトリックあたりの価格 (すなわち、内部炭素価格)、及び、企業が当該炭素価格を意思決定にどのように適用しているのか
- ▶ 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項とリンクしているもののパーセンテージ、及び、気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているのか

企業の気候関連の目標には包括的な情報開示も求められ、それらには、企業が設定した目標、法律または規制によって企業が満たすことが求められている目標、及びあらゆるGHG排出目標が含まれる。

温室効果ガス(GHG)排出量

IFRS S2では、以下の図に示すように、報告期間中に発生したGHG排出量について様々な開示を行うことが求められている。

企業は、スコープ1、スコープ2及びスコープ3のGHG排出量の絶対総量を開示しなければならない。



GHG排出量の開示は、CO₂換算メートルトンで表し、「GHGプロトコル:コーポレート基準(2004年版)」に従って測定しなければならない。ただし、各法域の規制当局や企業が上場している取引所がGHG排出量の測定に異なる方法の使用を要求している場合は、当該測定基準の使用が認められている。

IFRS S2では、GHG開示の一環として、以下の事項についても開示することが求められている。

- ▶ GHG排出量を測定するために用いられる手法(例えば、GHG排出量を2004年版GHGプロトコルに基づき測定する場合には、持分割合基準または支配力基準のいずれかを適用する必要がある)、及びその測定に用いられるインプットと仮定(用いられる排出係数を含む)
- ▶ 資産管理、商業銀行または保険活動を行う企業の場合は、「ファイナンスにかかる排出」

効力発生日

IFRS S1及びIFRS S2は、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間から有効となる。ただし、IFRSサステナビリティ開示基準の強制適用は、各法域の承認又は規制プロセス次第である。両基準を同時に適用する場合は早期適用が認められるが、その旨を開示しなければならない。

IFRS S1の経過的な救済措置

ISSBは、IFRS S1の適用初年度に、以下の救済措置を認めている。

- ▶ 企業は、IFRS S1及びS2を適用する最初の年次報告期間において、サステナビリティ関連財務情報の比較情報を開示することを要求されない。
- ▶ 「気候関連を優先する」経過的な救済措置により、S1及びS2を適用する初年度には、IFRS S2に規定されている気候関連のリスク及び機会のみを報告することができる。この救済措置を選択した場合、企業はその旨を開示する必要があり、前述の比較情報の救済措置も適用される。つまり、IFRS S1及びIFRS S2を適用する初年度には、気候関連（又はその他のサステナビリティ関連財務情報）の比較情報を開示する必要がない。適用2年目には、気候関連財務情報についてのみ比較情報が必要になる。
- ▶ 企業がIFRS S1を適用する最初の年次報告期間においては、関連する一般目的財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務情報開示を報告することが認められている（IFRS S1では、これらの開示の報告期限が規定されている）。

IFRS S2の経過的な救済措置

IFRS S2を適用する最初の年次報告期間において、企業は以下の救済措置の1つ又は両方を適用することが認められている。

- ▶ IFRS S2の当初適用日直前の年次報告期間中において、GHG排出量を測定するためにGHGプロトコル2004と異なる測定方法を任意で使用している場合は、スコープ1、スコープ2及びスコープ3のGHG排出量を測定するために引き続き当該測定方法を使用する。
- ▶ スコープ3のGHG排出量を開示しない。これには、資産管理、商業銀行または保険活動を行う企業の場合の「ファイナンスにかかる排出」も含まれる。

適用の支援

ISSBは、IFRS S1及びIFRS S2の適用を支援するため、移行支援グループ(TIG)を今後組成する。TIGは以下を行う予定である。

- ▶ IFRS S1及びIFRS S2の要求事項について利害関係者から提出された適用上の質問を議論するための公開フォーラムを開催する。
- ▶ 必要に応じて、これらの質問に対処するためにどのような対応が必要かをISSBが決定するための情報提供を行う。考えられる対応には、ウェビナー、ケース・スタディ等のサポート資料の提供、又はISSBへの紹介がある。

TIGは、15名のメンバーと3名のオブザーバーで構成される予定であり、TIGのメンバーには、サステナビリティ報告に従事する作成者コミュニティのメンバーと、IFRS S1及びIFRS S2の適用にも従事する保証提供者が含まれる。

弊法人のコメント

EYは、ISSBが最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表したことを称賛する。IFRS S1とIFRS S2を公表するとともに、将来の基準設定アジェンダに関する協議を現在進めることで、ISSBは、サステナビリティ開示に関する包括的なグローバル・ベースラインを求める世界資本市場のニーズを満たすために重要な一歩を踏み出した。

国際的に適用可能なIFRSサステナビリティ開示基準が利用可能となった現在、企業は、これらの基準の適用と投資家や他の資本市場参加者が求めているサステナビリティ関連財務情報の開示に備えるべき時期に来ている。

近年、多くの企業が新たなIFRS会計基準を適用する際にわかったように、新基準の導入を成功させるためには、新たな要件に準拠するためにデータ、システム及びプロセス能力を開発またはアップグレードするために、企業内部の利害関係者が早期にかつフルに関与することが必要になることがよくある。外部利害関係者との定期的なコミュニケーションも重要であり、それは報告される新たな情報を企業がよりよく理解し、評価することを支援する。新たな要求事項の導入は、短期的な課題をもたらす可能性があるが、企業の権利と義務、リスクと機会の理解を深めるなど、企業および財務報告利用者に長期的な利益をもたらす可能性もある。同様に、IFRSサステナビリティ開示基準の導入は多くの企業にとって大変な取り組みになると我々は予想するが、企業は、グローバル・ベースラインに従って開示されるサステナビリティ関連財務情報から資本市場が得る利益、そして結果的にそれがもたらす資本コストの低下を考慮する必要がある。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、戦略、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください

©2023EYGM Limited.
All Right Reserved.

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEY社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

EYG No.006361-23Gb1

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan 株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp